

# 第3期 平泉町地域福祉計画



**一人ひとりが生きがいを感じ共に支え合う町づくり**

令和8年3月

平泉町



# 目次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
第1節 地域福祉とは.....	1
第2節 策定の背景.....	2
第3節 福祉関係法制度に係る国の動向.....	3
第4節 計画の位置づけ.....	4
(1) 計画の法的根拠.....	4
(2) 他計画との整合.....	4
第5節 計画の期間.....	5
第6節 計画の策定体制.....	6
(1) 計画検討体制.....	6
(2) 計画検討の流れ.....	6
(3) 検討経過.....	7
第7節 SDGs の推進に向けて.....	8
<b>第2章 平泉町の現状</b> .....	<b>9</b>
第1節 町の現状について.....	9
(1) 人口.....	9
(2) 世帯.....	10
(3) 高齢者（高齢者世帯・要介護認定者）.....	10
(4) 障がい者.....	11
(5) こども.....	12
(6) 生活保護.....	13
第2節 第2期計画の振り返りと課題整理.....	14
<b>第3章 基本的な考え方</b> .....	<b>21</b>
第1節 基本理念.....	21
第2節 基本目標.....	22
第3節 計画におけるそれぞれの役割.....	23
第4節 計画の体系.....	24
<b>第4章 施策の推進</b> .....	<b>25</b>
基本目標1 福祉を支える人づくり・地域づくり.....	25
1-1. 地域活動の促進.....	25
1-2. ボランティア活動および住民参加の促進.....	26
1-3. 支え合い意識の醸成、福祉教育、人材育成.....	26
基本目標2 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり.....	27
2-1. 相談支援体制の充実.....	27
2-2. 福祉サービス情報提供体制の充実.....	28

2-3. 利用者の権利擁護の推進.....	28
2-4. 民生委員児童委員活動の充実および支援.....	29
2-5. 町社会福祉協議会との連携の強化.....	29
基本目標3 まち全体で支える仕組みづくり.....	30
3-1. 社会的に支援を必要としている人を支えるネットワークの構築.....	30
3-2. 地域で支える仕組みづくり.....	31
3-3. 安全・安心対策の充実.....	32
3-4. 地域を支える拠点施設の充実.....	32
<b>第5章 計画の推進体制・進行管理.....</b>	<b>33</b>
1. 計画内容の周知及び普及啓発.....	33
2. 庁内関係課及び関係機関等との連携.....	33
3. 計画の進行管理.....	33
<b>資料編.....</b>	<b>34</b>
1. 平泉町地域福祉計画策定委員会.....	34
2. 平泉町地域福祉計画策定ワーキングチーム.....	36

# 第1章

## 計画の策定にあたって

### 第1節 地域福祉とは

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せな暮らし”を意味する言葉です。

つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

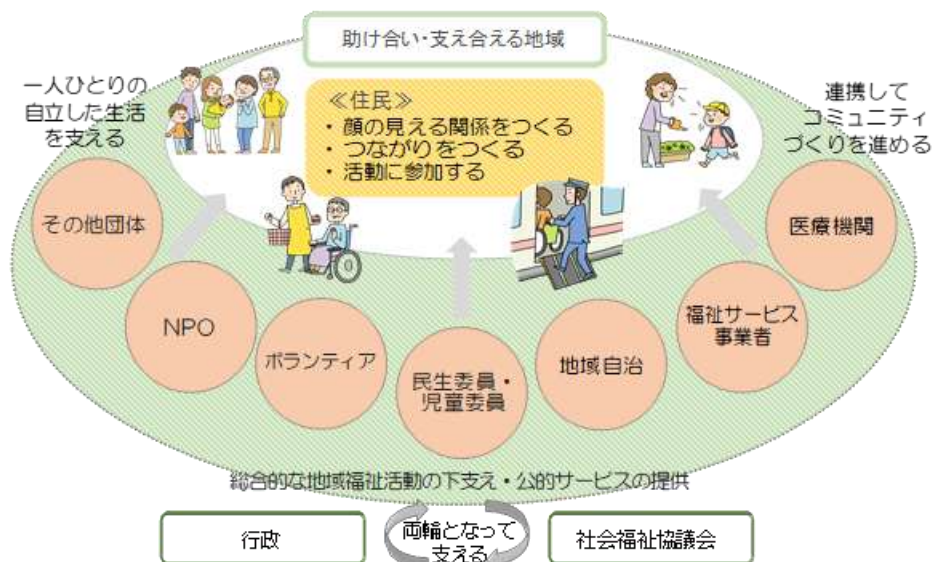
また近年の社会情勢を見ると、人口減少や少子高齢化の進行、家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。

このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・事業者・行政等が、助け合い・支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』です。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が排除されることなく、地域社会に参画し、ともに生活していくことや地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが大切です。

#### ■地域福祉のイメージ



---

## 第2節 策定の背景

---

日本の社会は、都市化が進む中で、家族構成の変化（核家族化\*）、生活様式の多様化等の社会構造の変化により、これまで日本の社会が築いてきた家族や地域のつながりが希薄となり、孤独死や虐待、引きこもり、8050問題\*などが、大きな社会問題となっています。

こうした中、国の動きとしては、平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務と位置付けられて以降、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を解決するために、地域における支え合いの仕組みづくりが重要であること等が示されてきました。

また、平成28年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、昨今新型コロナウイルス感染症の拡大により、住民同士のつながりや地域福祉活動、ボランティア活動などにも大きな制限が出たほか、全国的な学校等の長期休校における子どもたちの心身への影響、閉じこもりによる高齢者の虚弱化の進行、社会的孤立の問題等も出現しました。人と人とのつながりや誰かを支えたり支えられたりすることは、地域福祉において重要な視点です。住民同士のつながりが途切れることのないよう、地域福祉活動の継続を推進していく必要があります。

本町では、地域における様々な福祉課題に対応するため、国の動向や社会福祉法の理念を踏まえ、令和3年3月に「第2期平泉町地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や地域住民・福祉事業者などの主体的な福祉への取り組み支援などの施策を進めてきました。

こうした近年の社会経済動向や地域福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、今後の本町における地域福祉推進の理念や具体的な取り組みを定め、地域福祉のさらなる充実を図るために、「平泉町地域福祉計画」（以下、本計画という）を定めるものです。

このたび、令和7年度末に計画年度が終了することを受け、本町における課題を再度整理し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現にむけ、また、『地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進』のために「第3期平泉町地域福祉計画」を策定することとします。

---

\* **核家族化**…夫婦と未婚の子どものみで構成される家族形態が増加する社会的傾向。祖父母等と同居しない世帯の増加を指す。  
\* **8050問題**…50代のひきこもりがちな子どもを80代の親が養っている状態のこと。経済難からくる生活の困窮や孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるなどの問題が生じることがある。

## 第3節 福祉関係法制度に係る国の動向

福祉関係法制度に係る国の動向は以下の通りです。

地域福祉	<p><b>社会福祉法の改正</b>（2021(令和3)年4月施行）</p> <p>複雑化・複合化した福祉課題に対応する包括的な支援体制を構築するための「重層的支援体制整備事業」*が創設された。</p> <p><b>孤独・孤立対策推進法の制定</b>（2024(令和6)年4月施行）</p> <p>孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会を目指し、孤独・孤立対策の実施等が規定された。</p>
高齢者福祉	<p><b>共生社会の実現を推進するための認知症基本法*</b>の制定 (2024(令和6)年1月施行)</p> <p>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国が「認知症施策推進基本計画」を策定した。</p>
障害者福祉	<p><b>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正</b> (2024(令和6)年4月施行)</p> <p>平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、平成28年4月に施行された。令和6年4月に改正法が施行され、事業者に対して「合理的配慮」の提供が義務化された。</p>
児童福祉	<p><b>こども基本法の制定</b>（2023(令和5)年4月施行）</p> <p>全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映等について規定された。</p> <p>また、こども基本法の施行とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた新たな司令塔として、こども家庭庁が創設された。</p>
その他	<p><b>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定</b> (2024(令和6)年4月施行)</p> <p>「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った切れ目のない包括的な支援を行う女性支援のための法律が制定された。</p> <p><b>災害対策基本法の改正</b>（2021(令和3)年5月施行）</p> <p>災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、市町村に対して避難行動要支援者ごとに個別避難計画*の作成が努力義務化された。</p> <p><b>災害対策基本法の改正</b>（2025(令和7)年7月施行）</p> <p>高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加された。</p>

\* **重層的支援体制整備事業**…複合化した福祉課題に対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的に提供する事業。  
(令和3年社会福祉法改正で創設)

\* **認知症基本法（共生社会の実現を推進するための認知症基本法）**…令和6年1月施行。認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指す法律。

\* **個別避難計画**…避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難を支援するかを具体的に定めた計画。

## 第4節 計画の位置づけ

### (1) 計画の法的根拠

平泉町地域福祉計画は、社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画として位置づけられる、本町における地域福祉の基本的な方向性や理念を定めるものです。

#### ■社会福祉法（令和3年4月1日一部改正）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（市町村地域福祉計画）

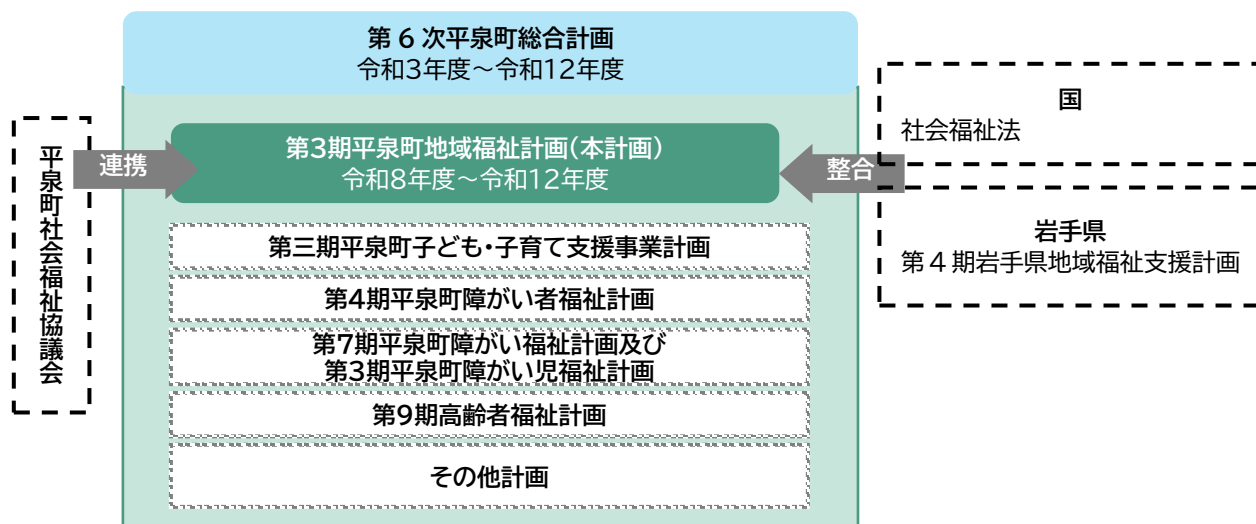
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### (2) 他計画との整合

高齢者、障がい者、子育て等関連分野の各計画において共通して取り組むべき事項を定める必要があるため、町の統計資料から基礎データを収集するとともに、現行の福祉計画に基づく関連課の施策・事業の進捗状況と今後の取り組み方向について把握し、分析を行います。

本町における福祉関係計画には、高齢者福祉計画、障がい者基本計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、分野別計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。上位計画である平泉町総合計画との整合調和を図りつつ、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取り組みが地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。



## 第5節 計画の期間

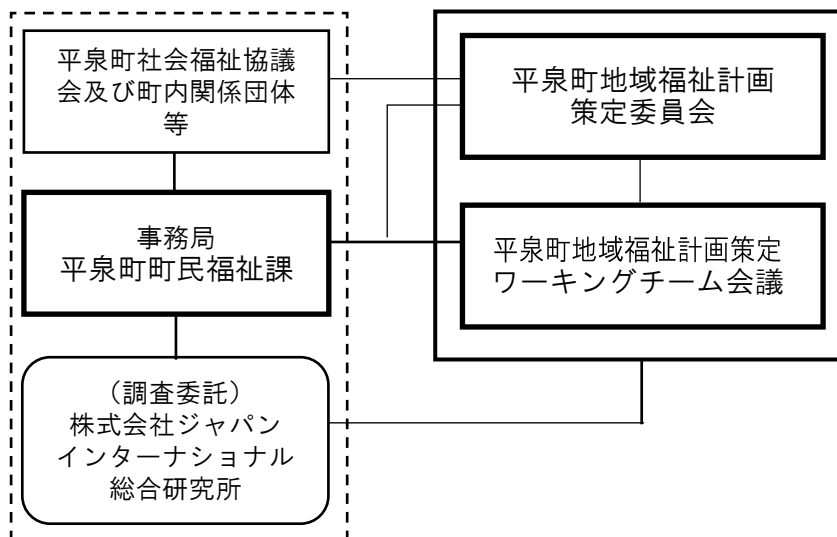
この計画は、令和8年度から令和12年度までの5か年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うことにします。

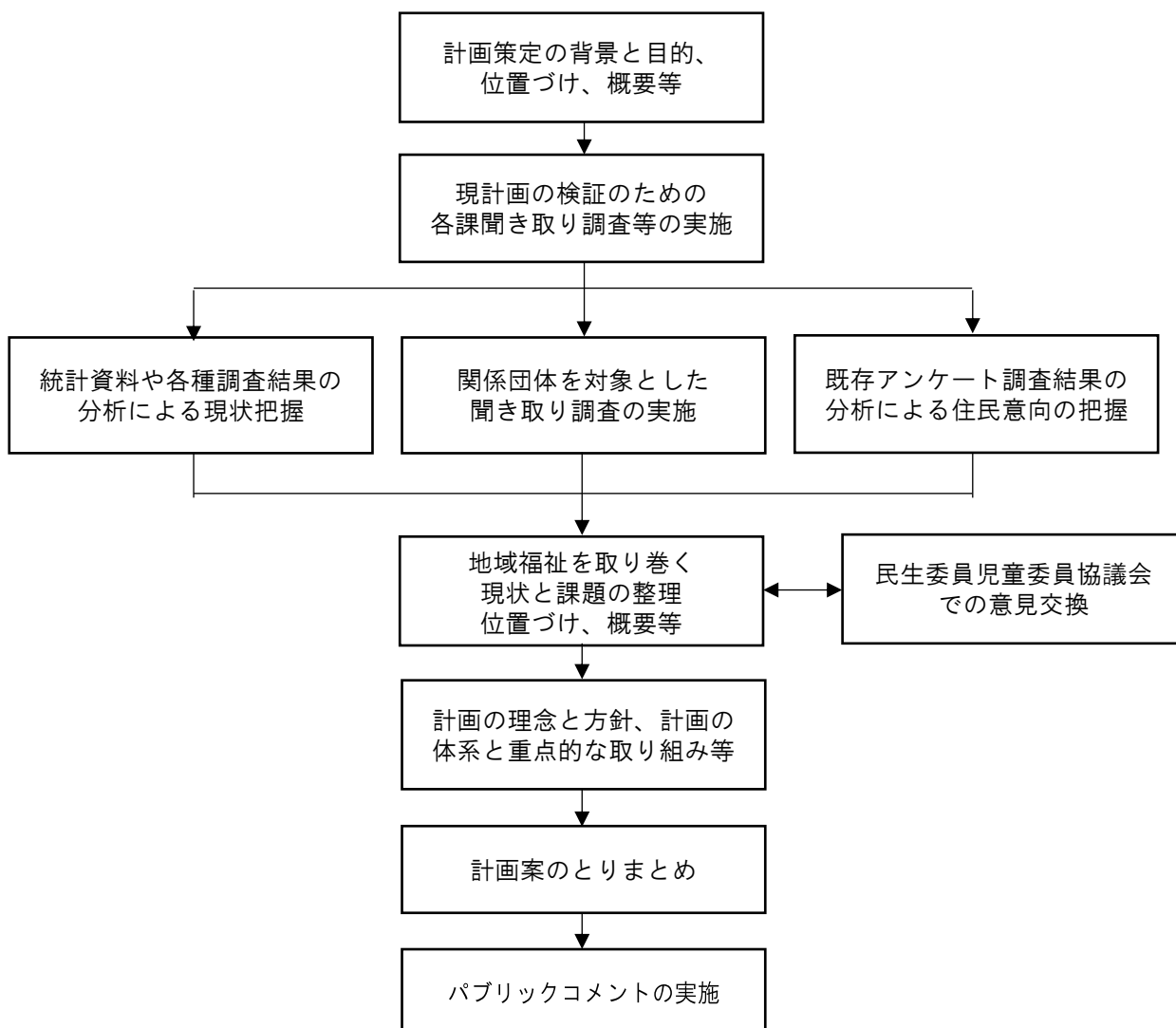
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
平泉町総合計画	第6次							第7次	
平泉町地域福祉計画	第2期	第3期(本計画)					第4期		
高齢者福祉計画	第9期		第10期			第11期			
平泉町障がい者福祉計画	第4期						第5期		
平泉町障がい福祉計画 平泉町障がい児福祉計画	第7期・第3期		第8期・第4期			第9期・第5期			
平泉町子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第3期					第4期		

## 第6節 計画の策定体制

### (1) 計画検討体制



### (2) 計画検討の流れ



### (3) 検討経過

#### 主な経過

月 日	会議・調査等	備考
令和7年		
11月12日	事務局打ち合わせ	平泉町役場
11月20日	事務局打ち合わせ	WEB
令和8年		
1月23日	事務局打ち合わせ	平泉町役場
2月24日	聞き取り調査（関係課・関係機関）	平泉町子育て支援課 平泉町保健センター 平泉町社会福祉協議会
2月25日	地域福祉計画策定ワーキングチーム会議 （第1回）	平泉町役場
2月27日	地域福祉計画策定委員会（第1回）	平泉町役場
3月6日	平泉町民生児童委員協議会（意見交換）	平泉町民生児童委員協議会
3月9日～ 3月22日	パブリックコメント	町のホームページ
3月25日	地域福祉計画策定ワーキングチーム会議 （第2回）	平泉町役場
3月27日	地域福祉計画策定委員会（第2回）	平泉町役場

## 第7節 SDGsの推進に向けて

「SDGs」とは「Sustainable Development Goals」の略称であり、「人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標」のことです。

平成27年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに世界中で持続可能でより良い世界を目指すために達成すべき17の目標と169の具体的なターゲットで構成されています。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国を含む全世界のあらゆる関係者に持続可能な世界を構築するために、各々の力を結集することを呼びかけています。

本計画の推進にあたっては、持続可能な社会の構築を目指すため、SDGsの視点を踏まえながら計画を推進していきます。



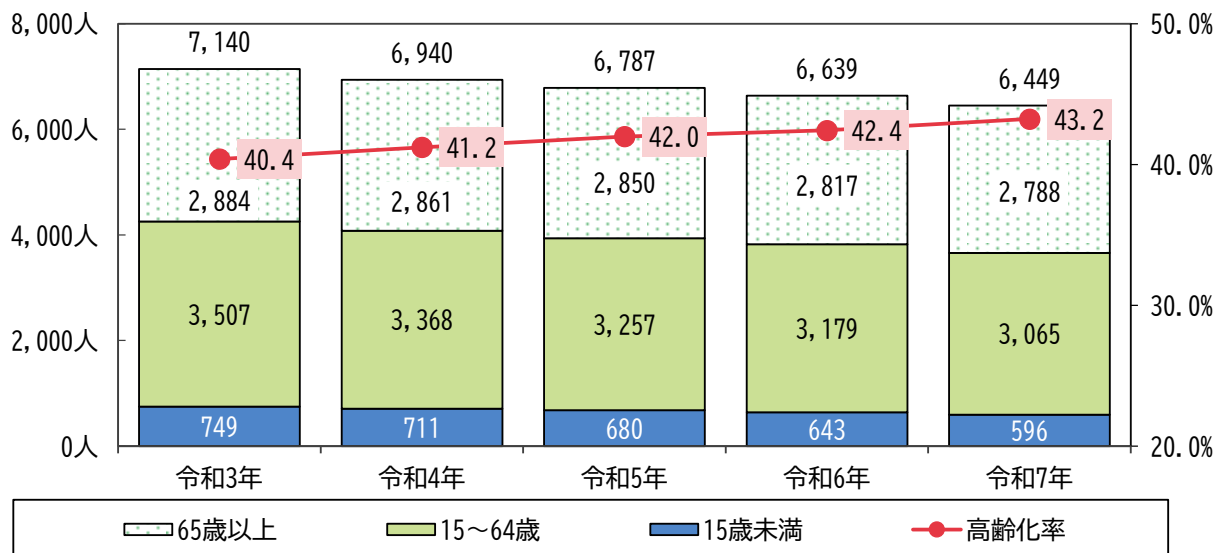
# 第2章 平泉町の現状

## 第1節 町の現状について

### (1) 人口

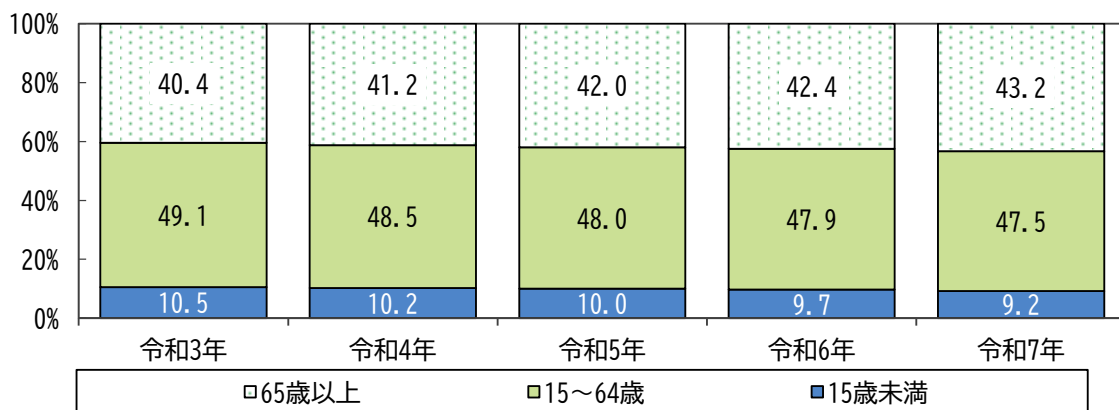
本町の総人口は減少傾向となっており、令和7年10月1日現在で6,449人となっています。また、高齢化率\*が年々上昇している一方で、15歳未満の割合が減少しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

#### ◆年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：岩手県人口移動報告年報(各年10月1日現在)

#### ◆区分別人口割合の推移



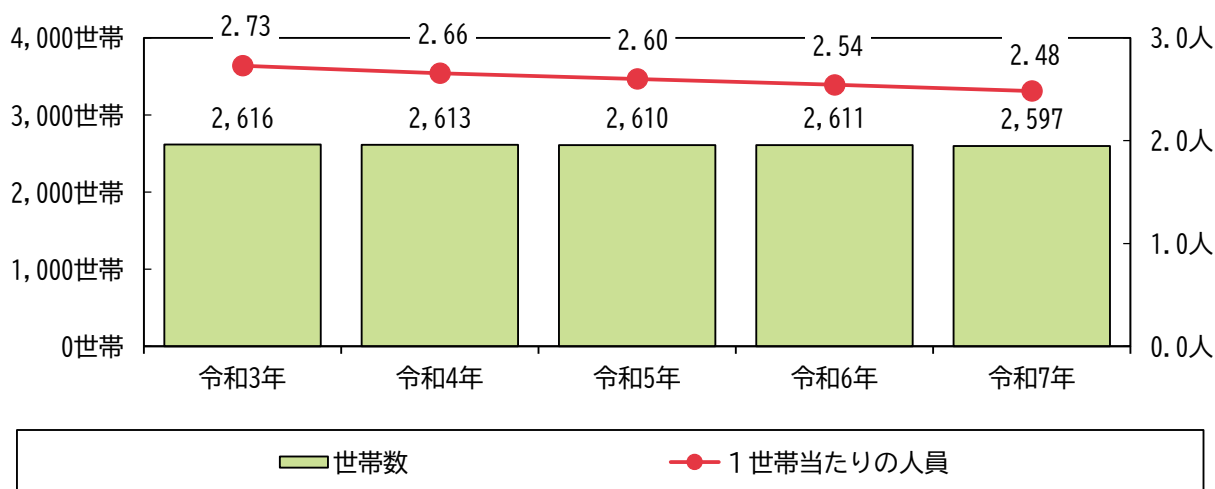
資料：岩手県人口移動報告年報(各年10月1日現在)

\* 高齢化率…総人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

## (2) 世帯

世帯数については、ほぼ横ばいとなっていますが、1世帯当たりの人員は減少傾向となっており、令和7年10月1日現在で2,597世帯、2.48人となっています。

### ◆世帯数と世帯人員の推移

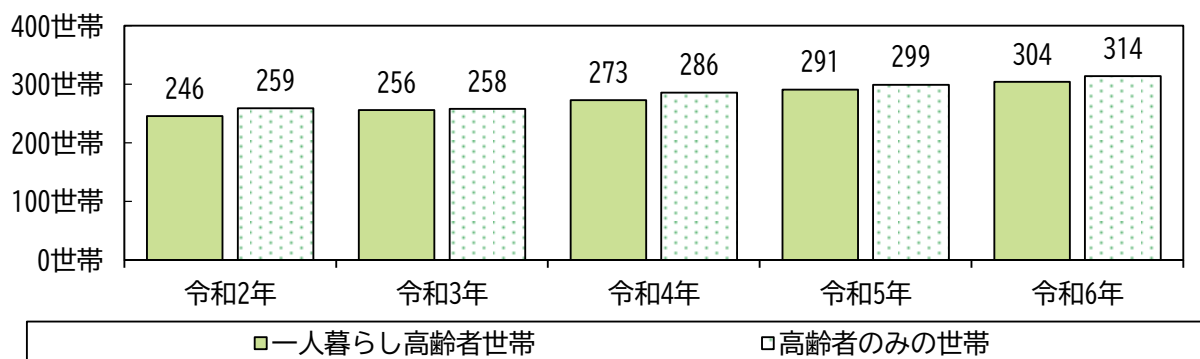


資料：岩手県毎月人口推計(各年10月1日現在)

## (3) 高齢者（高齢者世帯・要介護認定者）

高齢者世帯については、増加傾向にあり、令和6年現在で一人暮らし高齢者世帯が304世帯、高齢者のみの世帯が314世帯となっています。

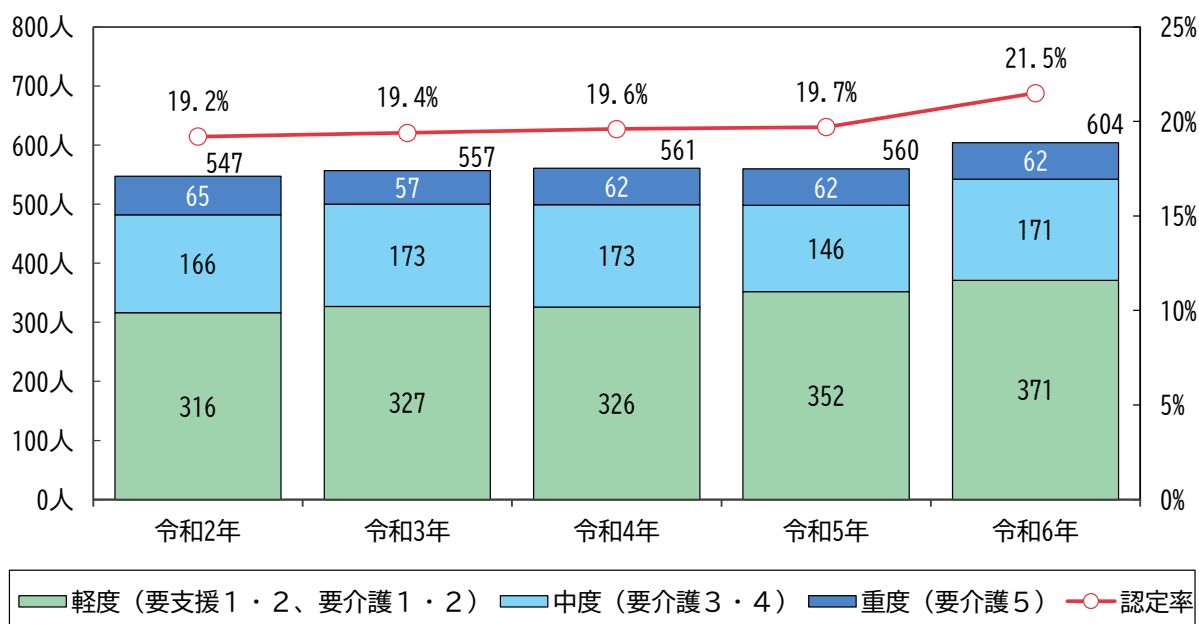
### ◆高齢者世帯の推移



資料：『各種世帯調査・民生児童委員調べ』

要支援・要介護認定\*者数については、総数で増加傾向にあり、令和6年現在で604人となっています。特に軽度・中度で増加しているほか、認定率が令和6年に増加しています。

◆要支援・要介護認定者数と認定率の推移

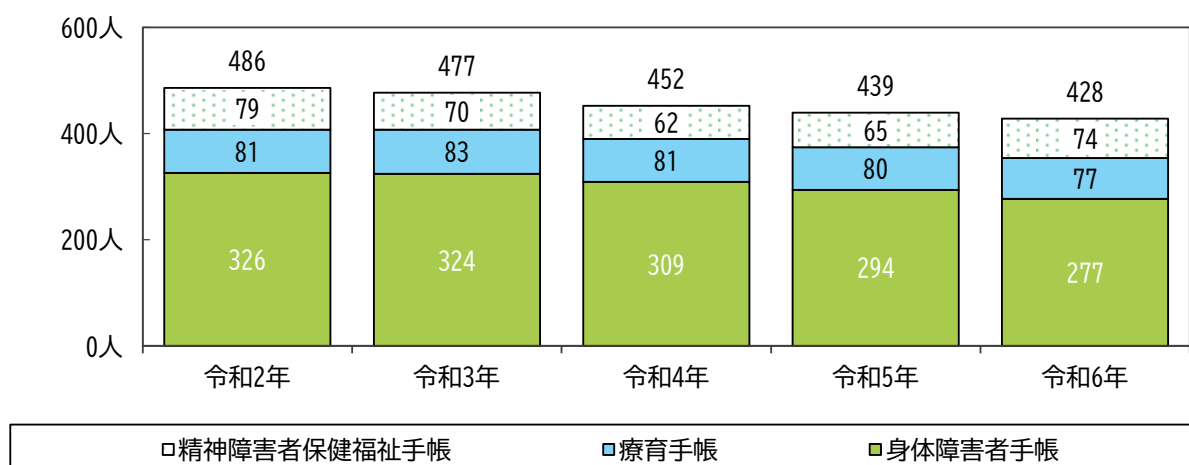


資料：介護保険事業状況報告(各年9月30日現在)

## (4) 障がい者

障害者手帳所持者数については、減少傾向にあり、令和6年現在で428人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、令和4年以降増加しています。

◆障害者手帳所持者数の推移



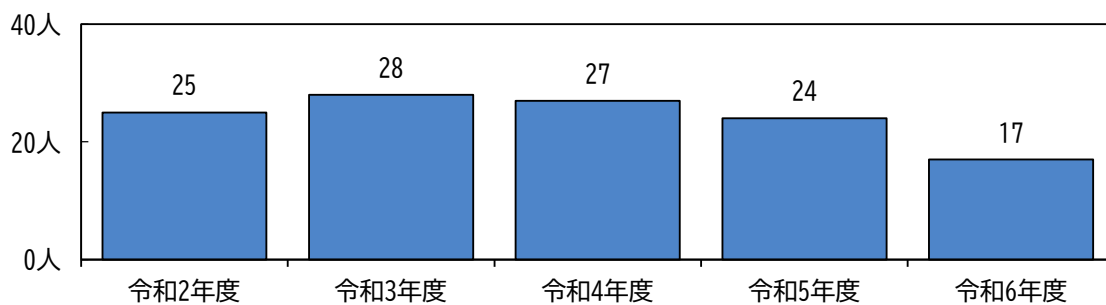
資料：岩手県

\* 要支援・要介護認定…介護保険制度において、介護が必要な状態の程度を認定すること。要支援1・2、要介護1～5の段階がある。

## (5) こども

出生数については、20人台で推移していましたが、令和3年度以降は減少し、令和6年度には17人となっています。

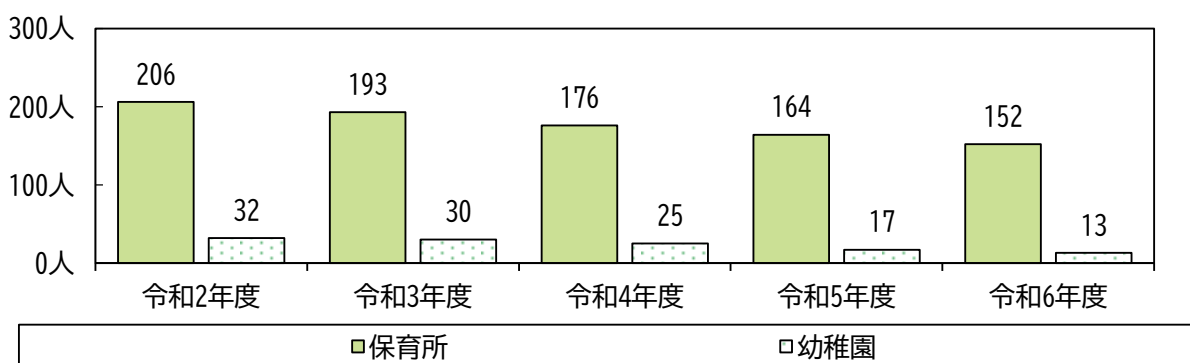
### ◆出生数の推移



資料：町勢要覧資料編（平泉町）

保育所・幼稚園利用者については、いずれも減少傾向にあり、令和6年度には保育所で152人、幼稚園で13人となっています。

### ◆保育所・幼稚園利用者の推移

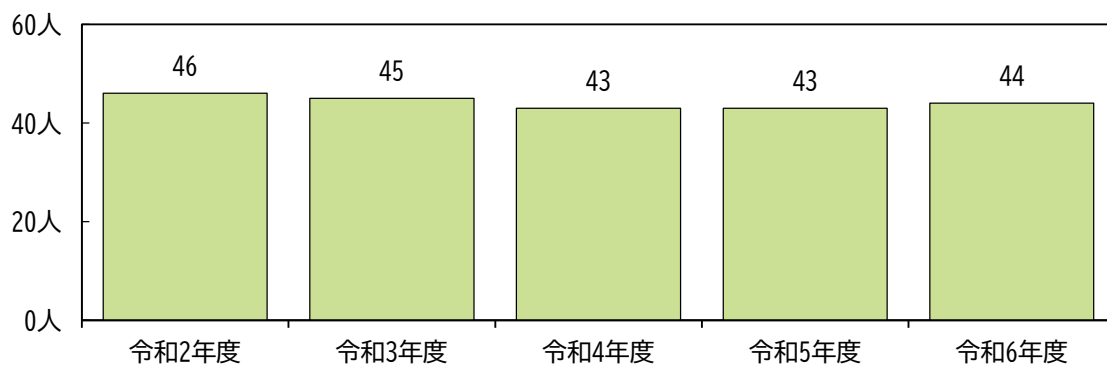


資料：主要施策成果報告書（平泉町）

## (6) 生活保護

生活保護被保護者数については、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度には44人となっています。

### ◆生活保護被保護者数の推移



資料：主要施策成果報告書（平泉町）

## 第2節 第2期計画の振り返りと課題整理

本計画の策定に当たり、第2期計画の進捗状況の検証・評価を行い、各事業の取組状況と関係各課・機関へのヒアリングをもとにとりまとめを行いました。

指標に対する達成度の基準

段階	S	A	B	C	—
達成率の目安	100%以上	80%~99%	50%~79%	50%未満	—
評価	目標超過達成	概ね達成	改善傾向	未達成	判定不能

### 1. 地域活動の促進

地域福祉懇談会や行政区単位の活動支援、百歳体操などの取組を通じて、住民主体による地域活動は各地区で継続的に展開してきました。これらの活動は、高齢者の健康維持や孤立防止、地域のつながりづくりに寄与しています。一方で、ふれあいサロン\*については、目標値を達成していないものの、それぞれの地区の実情に合わせた活動が展開されています。

今後は、担い手の高齢化や固定化が進み、新たな参加者の確保が難しくなってくるのが予想されます。活動が活発な地区の好事例を共有しながら、実施地区間の差の縮小を図るとともに、若年層や子育て世代も参加しやすい内容や方法の工夫、活動の見える化を進め、世代を超えて継続的に参画できる地域活動の促進が求められます。

**該当取組：** コミュニティ活動（行政区単位）への支援、介護予防活動への支援、生活支援活動への支援、福祉有償運送（町社協）の実施、老人クラブ活動への支援、婦人会活動への支援、いきいき百歳体操\*の普及、平泉町徘徊高齢者SOSネットワーク\*事業の実施、地域福祉懇談会の開催

#### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
ふれあいサロンの開催回数	回	76	90	61	R6	B
平泉いきいき百歳体操活動団体数	団体	16	18	18	R6	S
地区福祉活動の調査実施回数	回	1	1	1	R6	S
地域福祉懇談会の開催回数	回	—	1	1	R6	S

\* ふれあいサロン…高齢者や障がい者、子育て中の親子などが気軽に集い、交流できる場として地域で開催される集いの場。

\* いきいき百歳体操…椅子に座ったまま手足に巻いたおもりを使って行う介護予防体操。

\* 徘徊高齢者SOSネットワーク…認知症等で行方不明になった高齢者を地域全体で迅速に発見・保護するための連絡・協力体制。

## 2. ボランティア活動および住民参加の促進

ボランティアスクールの開催については目標を達成しており、住民がボランティア活動に触れる機会の確保という点では成果が見られます。一方、ボランティア団体の登録数や養成講座の実施については十分な進捗に至っておらず、活動基盤の整備が課題として残っています。

今後は、養成講座やスクールをきっかけに関心を持った住民が継続的に活動へ参加できるよう、講座や既存団体との接続を強化するとともに、幅広い世代が参加しやすい環境づくりを進め、ボランティア活動の裾野を広げていくことが求められます。

**該当取組：** ボランティア団体連絡協議会への活動支援、ボランティア養成講座の実施および組織づくりへの支援、傾聴ボランティアの養成および活動支援、子育て支援ボランティアへの活動支援、ボランティアスクールの開催、町社会福祉協議会ボランティア活動センターの機能強化

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
平泉町ボランティア団体連絡協議会登録団体数	団体	17	20	18	R6	A
ボランティア養成講座の実施回数（町社協）	回	0	2	0	R6	C
ボランティアスクールの回数	回	1	2	4	R6	S

## 3. 支え合い意識の醸成、福祉教育、人材育成

認知症サポーターの養成は概ね順調に推移しており、ほほえみカフェの実施回数については目標を達成するなど、認知症への理解促進と当事者・家族を支える場づくりの面では一定の成果が得られています。一方、地域福祉に関する学習や体験活動の実施についても、継続的な学習機会が設けられています。

今後は、小中学校における福祉教育や社会福祉大会などの機会を活用し、こどもから高齢者まで幅広い世代が福祉への関心を深められるよう、学びと体験の場を広げていくことが重要です。支え合いの意識を地域全体に根付かせるとともに、福祉専門職については確保にとどまらず、就業後の育成・スキルアップを見据えた継続的な支援の仕組みづくりに取り組むことが求められます。

**該当取組：** 認知症サポーター\*の養成、介護予防サポーターの養成、ほほえみカフェ（認知症カフェ）\*の実施、孫世代サポーター講座の開催、小中学校における福祉教育の推進、平泉町社会福祉大会の開催、生活支援コーディネーター\*の配置、福祉専門職の人材確保に向けた検討

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
認知症サポーター養成数（累計）	人	1,946	3,000	2,835	R6	A
ほほえみカフェ（認知症カフェ）の実施回数	回	11	12	12	R6	S
地域福祉に関する学習や体験活動の実施数	回	8	12	8	R6	B

- \* **認知症サポーター**…認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り支援する人。養成講座を受講することでなることができる。
- \* **ほほえみカフェ（認知症カフェ）**…認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、情報交換や交流を行う場。
- \* **生活支援コーディネーター**…高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を続けられるよう、生活支援サービスの提供体制の構築や担い手の発掘・育成を行う人材。

#### 4. 相談支援体制の充実

なやみごと解決センターふくし相談所や地域包括支援センター\*、子育て世代包括支援センターなど、ライフステージや課題に応じた多様な相談窓口の整備が進められており、住民が抱える悩みに対応できる体制づくりが取り組まれています。また、介護予防に関する相談会やことばの発達相談など、専門的な相談機会の確保についても継続的な実施が図られています。

今後は、各相談窓口の周知をさらに進め、必要な人が適切な支援につながりやすい環境を整えることが重要です。生活困窮や子育て、介護など複合的な課題を抱える住民に対しては、関係機関が連携して包括的に支援できるよう、相談から解決までの一体的な支援体制の強化が求められます。

**該当取組：** なやみごと解決センターふくし相談所の設置、生活困窮者自立支援事業\*の充実、子育て支援センターの充実、子育て世代包括支援センターの設置および充実、ひらいずみ地域包括支援センターの充実、基幹相談支援センター\*との連携、こころの相談窓口の開設、介護予防に関する相談会の開催、ことばの相談・発達相談の実施、総合的な相談窓口の開設および福祉専門職の配置

##### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
総合的な相談窓口の開設	か所	0	1	0	R6	C
なやみごと解決センターふくし相談所の開設日数	日	72	80	243	R6	S
生活困窮者の就労相談からの就労者数(累計)	人	1	7	2	R6	C

#### 5. 福祉サービス情報提供体制の充実

社協だより、福祉サービスに関するリーフレット、子育て支援センターだよりのいずれも目標を達成しており、多様な媒体を通じた情報発信が着実に継続されています。住民が必要な情報にアクセスしやすい環境づくりが着実に進んでいます。

今後は、情報提供にとどまらず、講座や講習などの普及啓発と組み合わせながら、住民が福祉サービスを実際の利用につなげられるよう取り組むとともに、SNSなど新たな媒体の活用も視野に入れ、幅広い世代に情報が届く発信体制の充実が求められます。

**該当取組：** 広報誌「広報ひらいずみ」および「社協だより」による広報活動の充実、町や社会福祉協議会のホームページによる情報発信の充実、子育て支援センターだよりの発行、講座・講習等における福祉サービスの普及啓発の促進

##### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
社協だよりの発行	回	3	3	3	R6	S
福祉サービスに関するリーフレット等の発行回数	回	2	4	4	R6	S
子育て支援センターだより発行回数	回	12	12	12	R6	S

- \* **地域包括支援センター**…高齢者の保健・医療・介護・福祉に関するあらゆる相談を受け、必要なサービスにつなぐ地域の中核機関。社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーが配置される。
- \* **生活困窮者自立支援事業**…経済的に困窮している人に対し、自立に向けた相談支援・就労支援・家計改善支援等を包括的に提供する事業。
- \* **基幹相談支援センター**…障がい者の相談支援の中核を担う機関。困難事例への対応や地域の相談支援体制の強化を担う。

## 6. 利用者の権利擁護の推進

成年後見制度\*に関する研修会の開催や日常生活自立支援事業\*については、「一関地方成年後見支援センター」が設置され、制度の周知と利用促進に向けた取組が継続して進められています。一方で、制度に対する理解不足や利用への心理的抵抗感から制度の利用につながらないケースも見られており、支援を必要とする人へのアプローチの在り方が課題となっています。

今後は、研修機会の拡充を通じて制度への理解を深めるとともに、相談窓口との連携強化や丁寧な周知活動を進めることが大切です。また、制度の利用促進にとどまらず、身寄りのない人への支援については多様な角度からのサポートを検討・実施していくなど、支援を必要とする人が地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関が連携しながら権利擁護の取組を着実に積み重ねていくことが望まれます。

**該当取組：** 成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の充実、市民後見人\*養成講座の実施に向けた検討

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
成年後見制度研修会の実施回数	回	1	2	1	R6	B
日常生活自立支援事業の利用者数	人	2	4	0	R6	C

## 7. 民生委員児童委員活動の充実および支援

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の実態調査については目標を達成しており、地域の実情把握と見守り活動の基盤となる取組が継続されています。研修会の実施や住民への普及啓発についても、一定の取組が行われており、民生委員・児童委員の活動を支える環境づくりが進められています。

今後は、活動内容の住民への周知や、民生委員・児童委員への理解と協力の裾野を広げていくことが重要です。担い手の確保が課題となる中、活動の見える化を進め、なり手が生まれやすい環境づくりにも取り組むことが求められます。

**該当取組：** 民生児童委員協議会への活動支援、民生児童委員協議会定例会の充実、  
民生委員・児童委員活動および研修の充実、民生委員・児童委員活動の住民への普及啓発

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
民生児童委員協議会での研修会の実施回数	回	3	5	3	R6	B
一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の実態調査回数	回	1	1	1	R6	S
民生委員・児童委員活動の住民への普及啓発の実施回数	回	1	2	1	R6	B

- \* **成年後見制度**…認知症や知的障がい等により判断能力が不十分な人を、法的に支援・保護するための制度。家庭裁判所が後見人等を選任する。
- \* **日常生活自立支援事業**…判断能力が低下した人の福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理などを支援する事業。社会福祉協議会が実施。
- \* **市民後見人**…専門職（弁護士・司法書士等）ではなく、研修を受けた一般市民が担う成年後見人。地域に根ざした権利擁護の担い手として期待される。

## 8. 町社会福祉協議会との連携の強化

町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の推進や地域福祉活動の支援など、地域に根差した取組が進められてきました。生活困窮者支援においても、多様な生活支援が行われており、生活困窮者自立支援事業の講演会開催およびフードバンク\*事業の利用者数がいずれも目標を達成しています。

引き続き、地域福祉活動や相談から生活支援までを担う町社会福祉協議会と連携し、関係機関との連携のもとで複合的な課題を抱える住民を包括的に支援できる体制の充実が求められます。

**該当取組：** なやみごと解決センターふくし相談所の充実、平泉町福祉活動センター「アピユイ」の機能強化、社会福祉活動専門員の設置支援および活動強化、生活困窮者自立支援事業の充実【再掲】、町社会福祉協議会ボランティア活動センターの機能強化【再掲】、「社協だより」による広報活動の充実【再掲】、ホームページによる情報発信の充実【再掲】

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
生活困窮者自立支援事業講演会の開催回数	回	0	1	1	R6	S
フードバンク事業の利用者数(延べ人数)	人	-	10	43	R6	S

## 9. 社会的に支援を必要としている人を支えるネットワークの構築

在宅医療介護連携推進会議\*および子どもすこやかネットワーク会議はいずれも目標を達成しているほか、地域福祉実務者連携推進委員会の開催や子育て世代包括支援センター事業における連携会議に代わる母子保健・子育て支援分野等が連携した会議が開催されるなど、医療・介護・子育て分野における多職種連携の場が確保されています。

今後は、各会議で培われた連携の成果を実際の支援につなげていくとともに、福祉・医療・教育など多分野の関係者が一体となって複合的な課題に対応できるネットワークの充実が求められます。支援が届きにくい人を早期に把握し、適切なサービスへつなぐ仕組みをさらに強化していくことが重要です。

**該当取組：** 福祉に関わる多職種連携の推進、平泉町在宅医療介護連携推進会議の開催、子どもすこやかネットワーク会議の充実、子育て世代包括支援センター事業における連携会議の開催、地域ケア会議\*の開催、(仮称)地域福祉実務者連携推進委員会の設置

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
平泉町在宅医療介護連携推進会議の開催回数	回	1	1	1	R6	S
子どもすこやかネットワーク会議の開催回数	回	1	4	4	R6	S
子育て世代包括支援センター事業における連携会議の開催回数	回	-	6			—
(仮称)地域福祉実務者連携推進委員会の開催回数	回	-	3	1	R6	C

\* **フードバンク**…品質に問題はないが流通できない食品等を企業等から受け取り、生活に困窮している人々に提供する活動・団体。

\* **在宅医療介護連携推進会議**…保健・医療・福祉関係者が連携し、地域での医療と介護の一体的な提供体制を検討する会議。

\* **地域ケア会議**…高齢者個人の課題解決と地域課題の把握・対応策検討を目的に、多職種が参加して開催する会議。

## 10. 地域で支える仕組みづくり

在宅医療・介護連携町民フォーラムの開催回数は目標を達成しており、医療・介護・生活支援が連携した地域全体での支援体制の整備が着実に進んでいます。また、地域支え合いマップについては未実施である一方で、地域で支援が必要な人の把握や支援の在り方についての検討が適宜進められています。

今後は、重層的支援体制の整備をさらに推進し、複合的な課題を抱える住民を地域全体で支えられるよう、行政・社会福祉協議会・企業・住民が一体となった仕組みづくりを強化することが重要です。

**該当取組：** 地域包括ケアシステム\*の推進、重層的支援体制整備に向けた検討、地域福祉懇談会の開催【再掲】、子育て支援環境づくりの意識啓発、町社会福祉協議会ボランティア活動センターの機能強化【再掲】、ボランティア活動に関する意識啓発、地域支え合いマップの普及、企業による社会貢献活動の促進

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
地域支え合いマップ普及研修会の開催回数	回	-	2	0	R6	C
在宅医療・介護連携町民フォーラムの開催回数	回	1	1	1	R6	S

## 11. 安全・安心対策の充実

避難行動要支援者名簿\*の更新および福祉避難所\*の協定締結については、継続的な取組が行われており、災害時における要配慮者支援の基盤整備が進められています。緊急通報システムの運用や防災行政無線の活用など、日常的な見守りと緊急時対応を支える仕組みも継続して維持されています。

今後は、名簿の更新頻度の向上と協定締結組織の拡充を図り、実効性のある避難支援体制の強化が求められます。また、平常時からの地域との連携を深め、要支援者一人ひとりに寄り添った個別避難計画の策定を推進するとともに、再犯防止推進計画\*の策定も含め、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを総合的に進めていくことが重要です。

**該当取組：** 災害時要援護者支援の推進、避難行動要支援者名簿の更新、福祉避難所の設営運営に向けた支援  
災害弱者緊急通報システム事業の推進、平泉町防災行政無線の運用、  
再犯防止推進計画の策定に向けた検討

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
避難行動要支援者名簿の更新回数	回	1	2	1	R6	B
福祉避難所の設置運営に関する協定締結組織数	組織	3	4	3	R6	B

\* 地域包括ケアシステム…高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

\* 避難行動要支援者名簿…災害時に自力での避難が困難な高齢者・障がい者等を登録した名簿。市町村が作成・更新し、平常時の見守りや災害時の避難支援に活用。

\* 福祉避難所…一般の避難所では生活が困難な要配慮者（高齢者・障がい者等）が避難生活を送るための専用の避難場所。

\* 再犯防止推進計画…刑事上の処分等を受けた人の再犯を防止するため、就労・住居・保健医療等の支援施策を定める計画。

## 12. 地域を支える拠点施設の充実

健康福祉交流館「悠久の湯 平泉温泉」の利用者数は目標に対して概ね順調に推移しており、地域住民の交流・健康増進の場として定着しています。平泉町福祉活動センター「アピユイ」については、ボランティア活動や福祉活動の拠点として継続的な運営が図られていますが、実施している子育て広場は保育所の利用者ニーズの高まりにより、未就学児及び保護者の利用が減少したことなどを背景に利用者数が減少しています。

今後は、多様な世代が気軽に立ち寄り、交流や支え合いが自然に生まれる空間づくりを進めながら、関係団体や地域住民との連携を深め、それぞれの施設が持つ特性を活かした柔軟な利活用を図っていくことが大切です。地域を支える拠点としての機能がさらに充実していくよう、取組を積み重ねていくことが求められます。

**該当取組：** 健康福祉交流館「悠久の湯 平泉温泉」の利活用の促進、  
ひらいずみ地域包括支援センターの充実【再掲】、平泉町子育て支援センターの利用促進、  
平泉町福祉活動センター「アピユイ」の機能強化【再掲】

### ◆指標の達成状況

項目名	単位	基準	目標	直近実績		達成度
		R1年度	R7年度	数値	年度	
健康福祉交流館「悠久の湯 平泉温泉」の利用者数（累計）	千人	1,834	2,300	2,248	R6	A
平泉町福祉活動センター「アピユイ」の利用者数	人	4,870	5,000	1,352	R6	C

# 第3章

## 基本的な考え方

### 第1節 基本理念

第2期計画では、第6次平泉町総合計画における将来像「輝きつむぐ理想郷～いにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまち～」および、その実現に向けた基本目標の一つ「健康・長寿・福祉を大切にしたい、ずっと住み続け暮らしやすいまち」を踏まえ、「一人ひとりが生きがいを感じ共に支え合う町づくり」を基本理念に掲げ、本町における地域福祉を推進してきました。

平泉町では、子どもや高齢者、障がい者、国籍や文化の違う人など、すべての人々が地域や暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会の構築を目指しています。

そのためには、地域で暮らす誰もがお互いを思いやり支えあっていくことが大切であり、そして実践していくことが重要です。本計画では、前期計画に引き続きこの基本理念を継承し、実現に向けて計画を推進していきます。

#### 基本理念

一人ひとりが生きがいを感じ共に支え合う町づくり



## 第2節 基本目標

基本理念を実現するために、3つの基本目標を定め、事業を推進していきます。

### 基本目標1 福祉を支える人づくり・地域づくり

住民や地域の多様な主体がつながり、地域が育まれます。

ライフスタイルや地域のつながりへの意識が多様化する中で、地域を支える人を長期的な視点で確保、育成するための施策に取り組めます。



### 基本目標2 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自分らしく暮らすために、個々の条件に合わせて活躍できる環境づくり、サービスの充実に取り組めます。



### 基本目標3 まち全体で支える仕組みづくり

福祉を取り巻く課題は、複雑化・複合化しています。

本町に住む誰もが、安心して暮らすことができるよう福祉の課題に対して、まち全体で受け止め支えるための仕組みづくりに取り組めます。



---

## 第3節 計画におけるそれぞれの役割

---

地域福祉の主演は、地域で生活している住民全体です。自分たちの住む地域で支えあい、助けあって理想の地域に近づけていくためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、住民と行政との協働が不可欠となります。また、町内会・自治会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO法人、事業所など地域における様々な組織の取り組みも必要となります。

この計画を進めていくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切になります。

### (1) 地域の住民や団体・企業等の役割

住民や地域活動団体の役割としては、地域や福祉に関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見し、共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していく行動が求められています。そのためには、日ごろから地域の人たちが、あいさつや声かけをして交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。そして、そのような環境の中で、こどもの頃から人と人がつながり、社会をつくる力、つまり「社会力」をつけていくことがとりわけ重要になります。

民生委員・児童委員については、社会福祉に関する活動の担い手として、福祉サービスの対象とならない人や、虐待や暴力などで問題をかかえている人、地域の中で孤立し引きこもりとなり、心の問題を抱えている人に対する支援や見守りが期待されます。

福祉サービス事業者は、サービスの質を高め事業内容の情報を公開したり、利用者の生活の質の向上に取り組んだりすることが求められています。公民館などの福祉施設は、利用者とボランティア活動を行う団体や人たちが交流しあう場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。

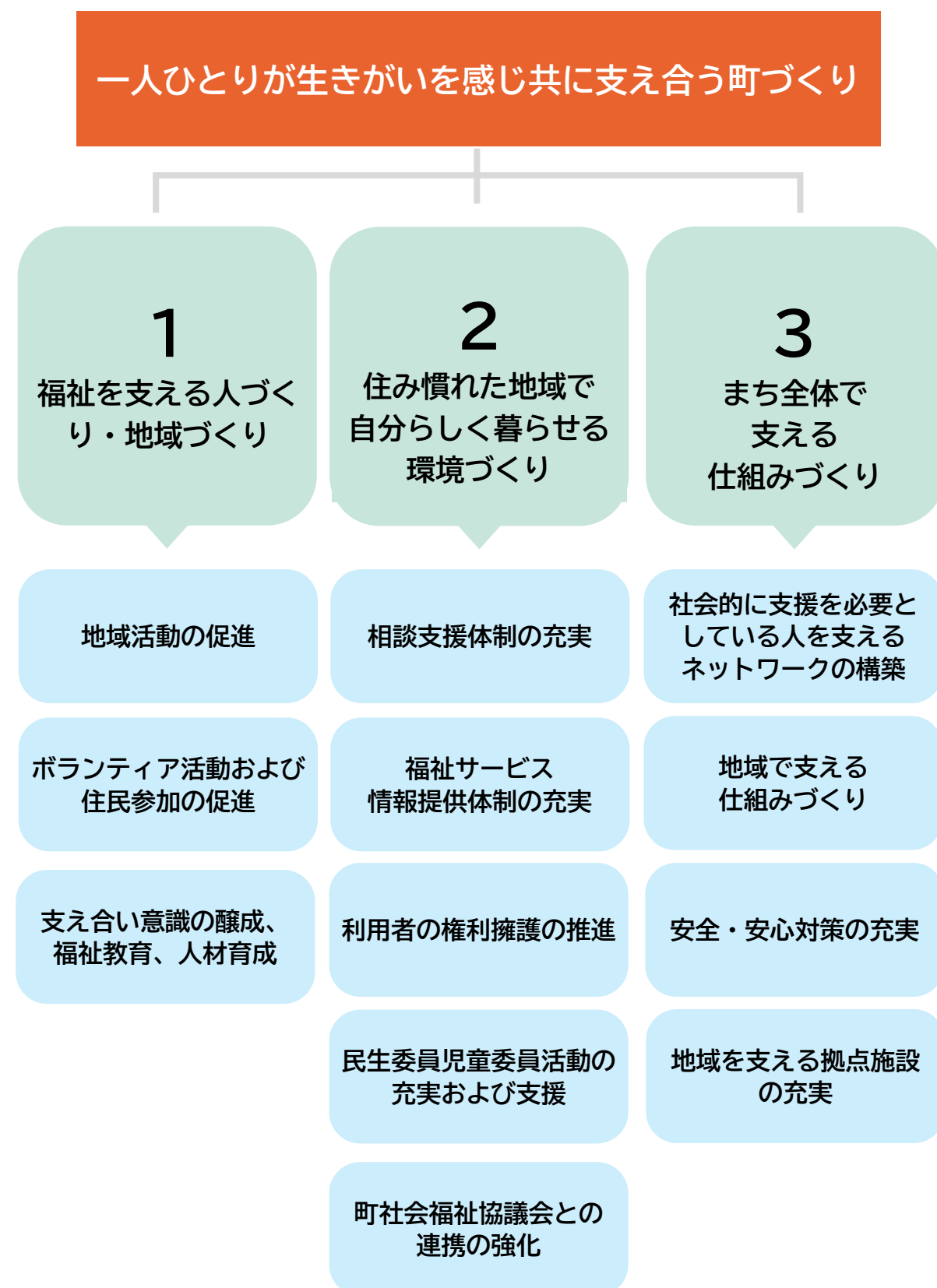
### (2) 町と社会福祉協議会の役割

平泉町の行政は、町民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域福祉の水準を高めるとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。また、地域における各種の活動団体を把握し、相互に連携と協力を図り、団体間の交流や参加意向のある住民と団体の調整を図るなど、町内の地域福祉に関する管理と運営を行い、地域における福祉活動の推進に努めます。

社会福祉協議会は、福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉を推進する中心的な存在として、住民と地域活動団体との関係を良くし、福祉サービス事業者と行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対して事業の展開を図ることが求められています。

## 第4節 計画の体系



# 第4章 施策の推進

## 基本目標 1 福祉を支える人づくり・地域づくり

### 1-1. 地域活動の促進

行政区単位のコミュニティ活動や老人クラブ・婦人会等への支援を通じ、住民が主体的に地域活動へ参加できる環境を整えます。

また、いきいき百歳体操の普及や介護予防活動の支援により、高齢者の健康づくりを促進するとともに、福祉有償運送の実施や移動手段の確保に向けた検討を進めます。

さらに、徘徊高齢者SOSネットワーク事業や地域福祉懇談会の開催を通じて、地域全体で支え合う安心・安全なまちづくりを推進します。

#### ■主な取り組み

コミュニティ活動(行政区単位)への支援	介護予防活動への支援
福祉有償運送(町社協)の実施及び住民の移動手段の確保に向けた検討	
老人クラブ活動への支援	婦人会活動への支援
いきいき百歳体操の普及	平泉町徘徊高齢者SOSネットワーク事業の実施
地域福祉懇談会の開催	

#### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
ふれあいサロンの開催回数	回	61	R6	84
平泉いきいき百歳体操活動団体数	団体	18	R6	21
地区福祉活動の調査実施回数	回	1	R6	1
地域福祉懇談会の開催回数	回	1	R6	1

## 1-2. ボランティア活動および住民参加の促進

ボランティア団体連絡協議会への支援や組織づくりを通じ、地域におけるボランティア活動の基盤を強化します。傾聴ボランティアの養成や子育て支援ボランティアへの活動支援により、多様なニーズに対応できる人材を育成するとともに、住民一人ひとりがボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。また、町社会福祉協議会ボランティア活動センターの機能強化を図り、住民の自発的な地域貢献活動を促進します。

### ■主な取り組み

ボランティア団体連絡協議会への活動支援 傾聴ボランティアの養成および活動支援 ボランティア活動への参加 町社会福祉協議会ボランティア活動センターの機能強化	ボランティアへの支援及び組織づくりへの支援 子育て支援ボランティアへの活動支援
--	--

### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
ボランティア団体活動支援団体数	団体	7	R6	7
ボランティア養成講座の実施回数（町社協）	回	0	R6	1
ボランティアスクールの参加人数	人	15	R6	30

## 1-3. 支え合い意識の醸成、福祉教育、人材育成

認知症サポーターや介護予防サポーターの養成、ほほえみカフェの実施を通じて、地域全体で支え合う意識の醸成を図ります。

また、小中学校における福祉教育の推進や孫世代サポーター講座の開催により、幅広い世代への福祉意識の普及に努めます。

さらに、生活支援コーディネーターの配置のほか、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職の人材確保・育成に向けて奨学金制度の創設等の検討を進め、地域福祉を担う人材の確保と育成を推進します。

### ■主な取り組み

認知症サポーターの養成 ほほえみカフェ(認知症カフェ)の実施 小中学校における福祉教育の推進 生活支援コーディネーターの配置	介護予防サポーターの養成 孫世代サポーター講座の開催 平泉町社会福祉大会の開催 福祉専門職の人材確保と育成に向けた検討
---	--

### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
認知症サポーター養成数（累計）	人	2,835	R6	3,500
ほほえみカフェ（認知症カフェ）の実施回数	回	12	R6	12
地域福祉に関する学習や体験活動の実施数	回	8	R6	12

## 基本目標 2 住み慣れた地域で自分らしく暮らせる環境づくり

### 2-1. 相談支援体制の充実

なやみごと解決センターふくし相談所の設置や総合的な相談窓口の開設・福祉専門職の配置により、住民が抱えるあらゆる悩みに対応できる相談体制を構築します。

生活困窮者自立支援事業や子育て支援センター、こども家庭センター\*の充実を図るとともに、地域包括支援センターや基幹相談支援センターとの連携を強化し、こころの相談・発達相談など多様なニーズに対応した切れ目のない支援体制の充実を推進します。

#### ■主な取り組み

なやみごと解決センターふくし相談所の設置	生活困窮者自立支援事業の充実
子育て支援センターの充実	こども家庭センター機能の充実
ひらいずみ地域包括支援センターとの連携	基幹相談支援センターとの連携
こころの相談窓口の開設	ことばの相談・発達相談の実施
総合的な相談窓口の開設および福祉専門職の配置	

#### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
総合的な相談窓口の開設	か所	0	R6	1
なやみごと解決センターふくし相談所の開設日数	日	243	R6	243
生活困窮者等の就労相談からの就労者数（累計）	人	2	R6	7

\* こども家庭センター…児童福祉や母子保健関連業務を一体的に行い、妊産婦を含めた子育て世代を一元的に支援する機関。妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援を提供。

## 2-2. 福祉サービス情報提供体制の充実

広報誌「広報ひらいずみ」や「社協だより」、子育て支援センターだよりの発行を通じた広報活動を充実させるとともに、町や社会福祉協議会のホームページ・SNSを活用した情報発信を推進します。また、講座・講習等における福祉サービスの普及啓発を促進し、住民が必要な福祉サービスを適切に把握・活用できるよう、情報提供の充実を図ります。

### ■主な取り組み

広報誌「広報ひらいずみ」および「社協だより」による広報活動の充実  
 町や社会福祉協議会のホームページやSNSを活用した情報の発信  
 子育て支援センターだよりの発行  
 講座・講習等における福祉サービスの普及啓発の促進

### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
社協だよりの発行	回	3	R6	3
福祉サービスに関するリーフレット等の発行回数	回	3	R6	3
子育てサービスに関するリーフレット等の発行回数	回	1	R6	1
子育て支援センターだより発行回数	回	12	R6	12
SNSのフォロワー数（町社協）	人	0	R6	200

## 2-3. 利用者の権利擁護の推進

成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業の充実を通じて、判断能力が不十分な人の権利と財産を守る体制を整えます。市民後見人養成講座の実施に向けた検討を進め、地域における権利擁護を担う人材の育成を図るとともに、身寄りのない人への支援を図り、孤立しがちな人へ、適切な支援につなげる仕組みづくりを推進します。

### ■主な取り組み

成年後見制度の利用促進  
 日常生活自立支援事業の充実  
 市民後見人養成講座の実施に向けた検討

### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
成年後見制度研修会の実施回数	回	1	R6	1
日常生活自立支援事業の利用者数（累計）	人	0	R6	2
身寄りのない人への支援研修会	回	0	R6	2

## 2-4. 民生委員児童委員活動の充実および支援

民生児童委員協議会への活動支援や定例会の充実を通じて、民生委員・児童委員が円滑に活動できる環境を整備します。

また、研修の充実により民生委員・児童委員の資質向上と活動基盤の強化を図るとともに、広報活動を通じた住民への普及啓発を推進することで、民生委員・児童委員の役割や活動への理解を深めます。

さらに、地域における身近な相談・見守り活動のさらなる充実を図り、住民と民生委員・児童委員が連携した支え合いの仕組みづくりを推進します。

### ■主な取り組み

民生児童委員協議会への活動支援	民生児童委員協議会定例会の充実
民生委員・児童委員活動および研修の充実	民生委員・児童委員活動の住民への普及啓発

### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
民生児童委員協議会での研修会の実施回数	回	3	R6	3
一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の実態調査回数	回	1	R6	1
民生委員・児童委員活動の住民への普及啓発の実施回数	回	1	R6	2

## 2-5. 町社会福祉協議会との連携の強化

町社会福祉協議会が住民の多様な福祉ニーズに対応できるよう、なやみごと解決センターふくし相談所の充実や平泉町福祉活動センター「アピユイ」の機能強化などの体制づくりを支援します。

また、社会福祉活動専門員の設置・活動強化やボランティア活動センターの機能拡充に向けた町社会福祉協議会の取り組みを積極的に後押しし、地域福祉活動の基盤強化を図ります。

さらに、町と町社会福祉協議会、関係機関とが緊密に連携しながら、地域福祉のさらなる推進に取り組みます。

### ■主な取り組み

なやみごと解決センターふくし相談所の充実	平泉町福祉活動センター「アピユイ」の機能強化
社会福祉活動専門員の設置支援および活動強化	生活困窮者自立支援事業の充実【再掲】
町社会福祉協議会ボランティア活動センターの機能強化【再掲】	
「社協だより」による広報活動の充実【再掲】	ホームページやSNSを活用した情報の発信【再掲】

### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
地域づくり事業のための講演会の開催回数	回	0	R6	1
フードバンク事業の利用者数（延べ人数）	人	43	R6	50

## 基本目標3 まち全体で支える仕組みづくり

### 3-1. 社会的に支援を必要としている人を支えるネットワークの構築

地域包括ケアシステムの推進や平泉町在宅医療介護連携推進会議の開催を通じて、医療・介護・福祉の連携強化を図ります。

また、子どもすこやかネットワーク実務者会議やこども家庭センターにおける合同ケース会議の充実により、こどもや家庭への支援体制を強化します。

さらに、地域ケア会議や平泉町地域福祉実務者連携推進委員会の開催など、関係機関が連携した支援ネットワークの構築を推進します。

#### ■主な取り組み

地域包括ケアシステムの推進	平泉町在宅医療介護連携推進会議の開催
子どもすこやかネットワーク実務者会議の充実	
こども家庭センターにおける合同ケース会議の充実	地域ケア会議の開催
平泉町地域福祉実務者連携推進委員会の開催	

#### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
平泉町在宅医療介護連携推進会議の開催回数	回	1	R6	1
子どもすこやかネットワーク実務者会議開催回数	回	4	R6	4
関係機関を含めた合同ケース会議の開催回数 (こども家庭センター)	回	0	R6	4
平泉町地域福祉実務者連携推進委員会の開催回数	回	1	R6	1

## 3-2. 地域で支える仕組みづくり

重層的支援体制整備に向けた検討や地域福祉懇談会の開催を通じて、複合的な課題を抱える住民を地域全体で支える仕組みの構築を図ります。

子育て支援環境づくりへの意識啓発やボランティア活動に関する意識啓発を推進するとともに、ボランティア活動センターの機能強化や企業による社会貢献活動の促進により、行政・住民・企業が一体となった地域共生社会の実現を推進します。

### ■主な取り組み

重層的支援体制整備に向けた検討	地域福祉懇談会の開催【再掲】
子育て支援環境づくりに向けた意識啓発	
町社会福祉協議会ボランティア活動センターの機能強化【再掲】	
ボランティア活動に関する意識啓発	企業による社会貢献活動の促進

### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
地域における支え合いリーダー研修会の開催	回	0	R6	2
在宅医療・介護連携講演会開催回数	回	1	R6	1

### 3-3. 安全・安心対策の充実

災害時要援護者支援の推進や避難行動要支援者名簿の更新、福祉避難所の設営運営支援を通じて、災害時における要支援者の安全確保を図ります。

また、災害弱者緊急通報システムや防災行政無線の運用により、迅速な情報伝達体制を整備します。

社会復帰を目指す人が再び地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携した再犯防止に向けた取り組みの検討・実践を進めるとともに、犯罪被害者が必要な支援を受けられる体制の整備に努め、すべての住民が安全・安心に暮らせる地域環境づくりを図ります。

#### ■主な取り組み

災害時要援護者支援の推進	避難行動要支援者名簿の更新
福祉避難所の設営運営に向けた支援	災害弱者緊急通報システム事業の運用
平泉町防災行政無線の運用	再犯防止に向けた検討及び実践
犯罪被害者支援の推進に向けた検討	

#### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
避難行動要支援者名簿の更新回数	回	1	R6	2
福祉避難所の設置運営に関する協定締結組織数	組織	3	R6	4

### 3-4. 地域を支える拠点施設の充実

健康福祉交流館「悠久の湯 平泉温泉」の利活用の促進や平泉町子育て支援センターの利用促進を通じて、住民が気軽に集い交流できる場の充実を図ります。

また、ひらいずみ地域包括支援センターとの連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制を整えるとともに、平泉町福祉活動センター「アピユイ」の機能強化により、地域福祉活動の中核を担う拠点としての役割の充実を推進します。

#### ■主な取り組み

健康福祉交流館「悠久の湯 平泉温泉」の利活用の促進	
ひらいずみ地域包括支援センターとの連携	
平泉町子育て支援センターの利用促進	平泉町福祉活動センター「アピユイ」の機能強化【再掲】

#### ■成果指標

項目名	単位	基準値		目標
		数値	年度	R12年度
健康福祉交流館「悠久の湯 平泉温泉」の利用者数 (累計)	人	2,248,424	R6	2,700,000
平泉町福祉活動センター「アピユイ」の利用者数	人	1,352	R6	1,500

# 第5章

## 計画の推進体制・進行管理

### 1. 計画内容の周知及び普及啓発

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践し、継続していけるよう町の広報やホームページ上で計画内容を公表するとともに、住民や関係機関への周知を図ります。

また、町社会福祉協議会と連携し、地域における福祉懇談会の開催を検討する中で、地域の新たな福祉ニーズの把握に努めながら、住民との双方向の対話によって計画内容の周知を図ります。

### 2. 庁内関係課及び関係機関等との連携

地域福祉に関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、総合相談窓口機能の開設等の取り組みとあわせ、庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進します。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である町社会福祉協議会との連携はもとより、地域、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、認定こども園、その他各種団体と連携を図りながら、協働による地域福祉推進に努めるとともに、拠点性のある地域福祉ネットワークの構築を目指します。

### 3. 計画の進行管理

庁内の関係課等との施策の調整等を行うとともに、関係機関による地域福祉ネットワークの活用も図りながら、官民一体的な計画の推進に努めます。

また、計画の着実な推進を図るため、「地域福祉実務者連携推進委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価を行う実務者級の会議を開催します。

# 資料編

## 1. 平泉町地域福祉計画策定委員会

### ○平泉町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年6月1日  
告示第10号

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく平泉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、平泉町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、計画の策定に関する必要な事項について、意見の交換及び検討を行うものとする。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等からの代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者等の出席)

第7 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

○平泉町地域福祉計画策定委員 名簿

任 期：自 令和8年2月27日  
至 計画策定終了

氏 名	団 体 名	職 名	備 考
石 津 博 子	平泉町社会福祉協議会	事務局長	委員長
小野寺 玲 子	平泉町民生児童委員協議会	会 長	副委員長
鈴 木 四 郎	平泉町区長会	副会長	
大 内 文 章	特別養護老人ホームふくしの里 慶泉荘	施設長	
鈴 木 順 一	障がい者支援施設 黄金荘	本部長	
小野寺 淳	介護老人保健施設 さわなり苑	事務長	
朴 澤 春 夫	平泉町老人クラブ連合会	会 長	
鈴 木 恵	ひらいずみ地域包括支援センター	所 長	
菅 野 文 子	平泉町保健センター	所 長	
千 葉 光 祉	平泉町子育て支援課	課 長	

※順不同・敬称略

## 2. 平泉町地域福祉計画策定ワーキングチーム

### ○平泉町地域福祉計画策定ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく平泉町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、関係機関・団体等と連携し、計画素案の調査、分析などの検討を行うための平泉町地域福祉計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地域福祉に関する現状の把握及び課題の整理
- (2) 計画素案に向けた調査、分析などの検討
- (3) 関係機関・団体等における地域福祉活動に関する情報の共有
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画素案の策定に必要な事項の検討

(構成)

第3条 ワーキングチームは、地域福祉に関係している関係機関・団体等の実務担当者で構成し、町長が委嘱する。

- 2 ワーキングチームには、リーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 リーダーには町民福祉課長を充て、サブリーダーは構成員の中から互選する。
- 4 リーダーは、ワーキングチームを統括する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーが不在の場合はその職務を代行する。

(任期)

第4条 ワーキングチーム員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

(会議)

第5条 リーダーは、必要に応じてワーキングチーム会議を招集し、これを主宰する。  
2 リーダーは会議に際し、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、町民福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、その都度協議する。

附 則

この要綱は、令和8年2月12日から施行する。

○平泉町地域福祉計画策定ワーキングチーム構成員

No.	所 属	職 名	名 前	備 考
1	平泉町 町民福祉課	課 長	伊 藤 正 幸	リーダー
2	平泉町民生児童委員協議会	副会長	千 葉 恵 子	サブリーダー
3	平泉町民生児童委員協議会	主任児童委員	栗生澤 奈生子	
4	ひらいずみ地域包括支援センター	社会福祉士	竹 田 浩 紀	
5	平泉町社会福祉協議会	事務局長	石 津 博 子	
6	平泉町 保健センター	次 長	穂 積 貴 史	
7	平泉町 保健センター	主 任	千 葉 登	
8	平泉町 子育て支援課	課長補佐	千 葉 直 子	
9	平泉町 町民福祉課	課長補佐	丸 山 裕 之	事務局
10	平泉町 町民福祉課	主 任	及 川 真 司	〃

※順不同・敬称略